

理 由 書

石垣市では都市計画公園整備に順次取り組んでおり、現在は、25 箇所、422.71ha のうち、11 箇所（一部供用開始含む）、241.52ha が供用開始されている一方で、都市計画決定から約 50 年経過してもなお未整備の公園が 11 箇所存在しています。

年々公共投資の縮減を受ける地方自治体の厳しい財政状況の中において都市計画事業の進展が困難なことから、これらの整備には多くの資金と時間がかかることが予想されます。

また、これらの公園は、長期にわたって地権者に建築制限による土地利用上の規制を課し続けており、売買・建替え等の将来の生活設計が立てにくいなどの課題もあります。

今後の持続可能な都市の形成に向け、都市計画公園以外の既存公園も含めた総合的な観点での配置整備を基本とし、地区の実態を踏まえた、都市計画公園の変更・見直しを行う必要があることから、石垣市都市計画公園・緑地見直しガイドライン（平成 28 年 7 月）を策定しました。

このため、双葉公園、平得中央公園、真喜良公園、登野城公園の廃止及びうぶ公園、真栄里緑地の区域の一部見直しの都市計画変更を行います。